

運営組織に関する重要な事項【公益財団法人用】（認定規則第46条第1項第2号）

※内閣府届出「事業報告等に係る提出書」より一部抜粋・編集

(1) 評議員、理事及び監事のその他の状況

	評議員、理事又は監事の数		報酬等の総額（年間総額）	
		（うち常勤）		うち、退職手当の額
評議員	8人	0人	450,000円	0円
理事	9人	3人	20,770,000円	0円
監事	2人	0人	400,000円	0円

(2) 公益法人から受ける財産上の利益が2,000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由
無	

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 職員について

職員の数	1人	（うち常勤）	1人

(5) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	鈴木正明
	公認会計士・税理士の別	公認会計士
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	